

立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 9 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市子どものいじめ防止条例の改正に伴い、本規則における当該条例の名称を改正するため。また、必要な文言整理を行うため。

立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則

立川市いじめ防止対策審議会規則（平成26年立川市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 立川市子どもをいじめから守る条例（平成26年立川市条例第21号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、いじめの防止に関する事項について審議するため、立川市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(非公開とすることができる会議)</p> <p>第11条 会長は、会議に諮り、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その会議の全部又は一部を公開しないことのできる。この場合において、会長は、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 立川市子どもをいじめ防止条例（平成26年立川市条例第21号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、いじめの防止等に関する事項について審議するため、立川市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(非公開とすることができる会議)</p> <p>第11条 会長は、会議に諮り、会議の内容が次の各号の二に該当すると認めるときは、その会議の全部又は一部を公開しないことのできる。この場合において、会長は、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>

附 則

この規則は、令和8年7月13日から施行する。

改正

令和7年3月25日教育委員会規則第4号

立川市いじめ防止対策審議会規則

(設置)

**第1条** 立川市子どもをいじめから守る条例（平成26年立川市条例第21号。以下「条例」という。）

第11条の規定に基づき、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、いじめの防止等に関する事項について審議するため、立川市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）におけるいじめの実態を把握する取組に関する事。
- (2) いじめの防止等に向けた施策、取組等に関する事。
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態の調査及び再発防止策の検討に関する事。

2 審議会は、前項各号に掲げる所掌事務を処理するほか、いじめの防止等の対策について教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 弁護士
- (2) 教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(市立学校以外の学校への協力要請)

**第8条** 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、市立学校以外の学校に、いじめの防止等に関し、適切な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

(報酬)

**第9条** 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 弁護士 日額20,000円

(2) 教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者 日額10,800円

2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する会長の報酬は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 弁護士 日額26,000円

(2) 教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者 日額14,200円

(秘密の保持)

**第10条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(非公開とすることができる会議)

**第11条** 会長は、会議に諮り、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。この場合において、会長は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議するとき。

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが認められるとき。

(庶務)

**第12条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

……略……

附 則

この規則は、令和8年7月13日から施行する。